

多治見市是正請求手続条例施行規則

平成 22 年 3 月 31 日
多治見市規則第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多治見市是正請求手続条例(平成 21 年条例第 42 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(是正請求期間の計算)

第 3 条 是正請求期間の計算については、是正請求書を郵便(これに類する方法を含む。)で提出した場合においては、送付に要した日数は、算入しない。

(執行停止)

第 4 条 条例第 6 条第 2 項から第 4 項までに規定する執行停止の申立ては、書面により行うこととする。

2 執行停止庁は、処分の効力の停止以外の措置によって執行停止の目的を達することができるときは、処分の効力の停止はしないものとする。

3 執行停止庁は、条例第 6 条第 5 項に規定する重大な損害を生ずるか否かを判断するに当たっては、損害の回復の困難の程度を考慮し、損害の性質及び程度並びに行為等の内容及び性質を勘案するものとする。

(標準審理期間)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、標準審理期間を定めたときは、これを事務所に備え付け、かつ、ホームページに掲載するものとする。

(口頭による是正請求)

第 6 条 条例第 8 条第 1 項ただし書の規定により、口頭で是正請求をする場合にあっては、是正請求書に記載すべき事項を陳述することとする。この場合において、陳述を受けた審査庁は、その内容を録取し、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に押印させるものとする。

(行為庁を経由した是正請求)

第 7 条 審査庁となるべき市の機関が行為庁と異なる場合における是正請求は、行為庁を経由してすることができる。ただし、行為庁が指定管理者である場合は、この限りでない。

2 前項本文に規定する場合においては、是正請求人は、行為庁に是正請求書を提出することとし、是正請求書の提出を受けた行為庁は、直ちに、是正請求書を審査庁に送付しなければならない。この場合における是正請求期間の計算については、行為庁に是正請求書を提出したときに、是正請求があったものとみなす。

(誤った教示をした場合の救済)

第 8 条 市の機関が誤って審査庁でない市の機関を審査庁として教示した場合において、その教示された市の

機関に是正請求がされたときは、当該市の機関は、速やかに、是正請求書を審査庁に送付し、かつ、その旨を是正請求人に通知しなければならない。

2 前項の規定により是正請求書が審査庁に送付されたときは、初めから審査庁に是正請求がされたものとみなす。

(是正請求の取下げ)

第 9 条 是正請求人は、是正請求に対する決定があるまでは、いつでも是正請求を取り下げることができる。

2 前項に定める是正請求の取下げは、書面により行うこととする。

(代表者)

第 10 条 代表者は、他の共同是正請求人のために、是正請求の取下げを除き、当該是正請求に関する一切の行為をすることができることとする。

2 代表者が選任されたときは、共同是正請求人は、代表者を通じてのみ、前項の行為をすることができることとする。

3 共同是正請求人に対する市の機関の通知その他の行為は、代表者に対してすれば足りることとする。

(是正請求の承継)

第 11 条 是正請求人が死亡したときは、相続人その他法令等により是正請求の目的である行為等に係る権利を承継した者は、是正請求人の地位を承継することができる。

2 是正請求人について合併又は分割(是正請求の目的である行為等に係る権利を承継させるものに限る。)があったときは、合併後存続する法人等若しくは合併により設立された法人等又は分割により当該権利を承継した法人等は、是正請求人の地位を承継することができる。

3 前 2 項の規定により、是正請求人の地位を承継しようとする相続人その他の者又は法人等は、死亡若しくは分割による権利の承継又は合併の事実を証する書面を添付して、その旨を審査庁に届け出ることとする。

4 第 1 項の場合において、是正請求人の地位を承継した相続人その他の者が 2 人以上あるときは、その 1 人に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

第 12 条 是正請求の目的である行為等に係る権利を譲り受けた者は、審査庁の許可を得て、是正請求人の地位を承継することができる。

2 前項の規定により是正請求人の地位を承継しようとする者は、その旨を書面により審査庁に申し出ることとする。

3 前項の規定により申出を受けた審査庁は、是正請求人の地位の承継につき許可するかどうかを決定し、当該申出をした者に通知するものとする。

(参加人)

第 13 条 条例第 10 条第 1 項の規定により是正請求の手続に参加しようとする利害関係人は、書面により、そ

の旨を審理員に申し出ることとする。

- 2 前項の規定により、申出を受けた審理員は、是正請求手続の参加につき許可するかどうかを決定し、当該申出をした者に通知するものとする。
- 3 参加人は、是正請求に対する決定があるまでは、いつでも是正請求手続への参加を取り下げることができる。
- 4 前項に定める是正請求手続への参加の取下げは、書面により、その旨を審理員に申し出ることとする。

(審理員の指名)

第 14 条 条例第 11 条第 1 項に規定する審理員を指名した旨の通知は、審理員指名通知書(別記様式第 1 号)により行うものとする。

(審理手続の計画的進行)

第 15 条 審理員は、審理関係人が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、電話、ファックス、又は電子メールにより、条例第 12 条第 2 項に規定する意見の聴取を行うことができるものとする。

- 2 審理員は、条例第 12 条第 2 項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、条例第 16 条から第 18 条までに定める審理手続の期日及び場所並びに条例第 20 条第 1 項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを審理関係人に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(検証の実施)

第 16 条 審理員は、条例第 18 条第 1 項第 3 号に規定する検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を当該検証の申立てをした者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審理手続の終結)

第 17 条 条例第 20 条第 3 項の規定による通知は、審理員意見書提出時期通知書(別記様式第 2 号)により行うこととする。

(審理員候補者)

第 18 条 条例第 21 条第 2 項に規定する審理員候補者は、次に掲げる者のうちから定めるものとする。

- (1) 法務を所管する課長等の職にある者
- (2) 前号に規定する職にあった者で課長等の職にあるもの
- (3) 法務を所管する部長等の職にある者

2 条例第 21 条第 2 項に規定する指名の順位は、前項各号の順とし、一の号に規定する者が 2 人以上いる場合にあっては、これらの者は、同順位とする。

3 条例第 21 条第 2 項に規定する名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 指名の順位
- (2) 補職名
- (3) 氏名

4 条例第 21 条第 2 項に規定する名簿を作成したときは、多治見市公告式条例(昭和 25 年告示第 44 号。以下「公告式条例」という。)により告示するほか、事務所にお

いて備え付けるとともにホームページに掲載するものとする。名簿を変更したときも、同様とする。

(審理員等の保護)

第 19 条 条例第 23 条第 2 項の規定により、審理員等については、多治見市職員による公益通報に関する条例(平成 18 年条例第 53 号 第 12 条の規定を適用する。

- 2 前項の規定による適用にあっては、多治見市職員による公益通報に関する条例第 12 条第 1 項及び第 2 項中「職員」とあるのは「審理員等」と、「正当な公益通報をしたこと」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」と、同条第 3 項中「正当な公益通報をしたこと」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」と、「職員」とあるのは「審理員等」と、「当該職員」とあるのは「当該審理員等」と、「当該公益通報」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」と、同条第 4 項中「正当な公益通報をしたこと」とあるのは「審理員若しくは審理員候補者であること又は審理員等の職務等」とそれぞれ読み替えるものとする。

(是正請求審査会への諮問)

第 20 条 条例第 24 条第 3 項に規定する是正請求審査会に諮問をした旨の通知は、是正請求審査会諮問通知書(別記様式第 3 号)により行うものとする。

(意見の陳述)

第 21 条 条例第 34 条第 1 項の規定による意見の陳述(以下「意見陳述」という。)は、是正請求審査会が期日及び場所を指定し、すべての審査関係人を招集して行わせるものとする。

- 2 意見陳述において、是正請求審査会の議長は、申立人の陳述が事案に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、これを制限することができることとする。

3 意見陳述に際し、申立人は、是正請求審査会の議長の許可を得て、是正請求に係る事案に関し、審査関係人に対して、質問を発することができる。

(答申書の送付等)

第 22 条 条例第 37 条の規定による答申の内容の公表は、公告式条例により答申書を告示するほか、市の窓口における答申書の閲覧及びホームページへの答申書の掲載により行うものとする。

(運用状況の公表)

第 23 条 条例第 38 条の規定による公表は、公告式条例により告示するほか、広報紙及びホームページへの掲載により行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 多治見市情報公開審査会規則(平成 9 年規則第 129

号)

(2) 多治見市個人情報保護審査会規則(平成 9 年規則第 5 号)

3 多治見市情報公開条例施行規則(平成 9 年規則第 128 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条を次のように改める。

第 9 条及び第 10 条 削除

第 14 条第 3 号及び第 4 号中「不服申立て」を「是正請求」に改める。

別記様式第 6 号中「第 14 条及び第 15 条」を「第 15 条第 2 号及び第 16 条」に改める。

別記様式第 7 号及び別記様式第 8 号を削る。

4 多治見市個人情報保護条例施行規則(平成 9 年規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

第 17 条から第 18 条までを次のように改める。

第 17 条及び第 18 条 削除

第 21 条第 4 号中「苦情申出」を「自己情報の収集等に係る是正請求」に、第 5 号中「不服申立て」を「開示等に関する是正請求」に改める。

別記様式第 18 号から別記様式第 20 号までを削る。

5 多治見市個人情報保護審査会規則(平成 8 年規則第 61 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 3 項において準用する同条例第 23 条第 7 項」を「第 24 条第 6 項」に改める。

6 第 3 項の規定による改正後の多治見市情報公開条例施行規則第 14 条の規定については、施行日以後に請求された是正請求について適用し、施行日前に申立てのあった不服申立てについては、なお従前の例による。

7 第 4 項の規定による改正後の多治見市個人情報保護条例施行規則第 21 条の規定については、施行日以後に請求された是正請求について適用し、施行日前に申立てのあった不服申立てについては、なお従前の例による。

別記様式第 1 号 (第 14 条関係)

第 号
年 月 日

審理員指名通知書

様

(審査庁)

印

年 月 日付で請求のありました是正請求について、多治見市是正請求手続条例第 11 条第 1 項の規定により審理員を指名しましたので、通知します。

是正請求の件名又は内容	
是正請求の年月日	年 月 日
是正請求の趣旨及び理由	
審理員の指名年月日	年 月 日
審理員	所属 補職名 氏名 連絡先 指名区分 (法務所管課長・同経験課長・法務所管部長)
その他の連絡先	審査庁 行為庁

別記様式第 2 号 (第 17 条関係)

年 月 日

審理員意見書提出時期通知書

様

(審理員)

年 月 日付で請求のありました是正請求について、審査庁に審理員意見書及び事案記録を提出する予定ですので、多治見市是正請求手続条例第 20 条第 3 項の規定により通知します。

是正請求の件名又は内容	
是正請求の年月日	年 月 日
是正請求の趣旨及び理由	
提出予定年月日	年 月 日
提出先 (審査庁)	行為庁

審理員

所属
氏名

補職名
連絡先

別記様式第 3 号 (第 20 条関係)

第 号
年 月 日

是正請求審査会諮問通知書

様

(審査庁)

印

年 月 日付けで請求のありました是正請求について、多治見市是正請求審査会に諮問しましたので、多治見市是正請求手続条例第 24 条第 3 項の規定により通知します。

是正請求の件名又は 内容	
是正請求の年月日	年 月 日
是正請求の趣旨及び 理由	
諮問年月日	年 月 日
審査庁 (連絡先)	
その他の連絡先	行為庁 審理員